

【国指定鳥獣保護区】

ら同境界線を東進後南進し国有地と同町所在民有林287林班との境界線との交点に至り、同所から同林班の境界線を東進後南進し同町所在民有林288林班一小班と同林班二小班との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同町所在字塘路原野132番地との境界線との交点に至り、同所から同132番地の南側境界線を南進後東進し同410番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進後南進し同440番地との境界線との交点に至り、同所から同440番地の境界線を西進後南進し同127番1との境界線との交点に至り、同所から同127番1の境界線を南進後西進後北進しアレキナイ川との交点に至り、同所から同川を北進し同町所在阿歴内北7線との交点に至り、同所から同線を西進し同町所在字塘路原野124番457の境界線との交点に至り、同所から同124番457の東側境界線を北進し同124番457の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し普通河川との交点に至り、同所から同河川を西進し同町所在民有林287林班境界線との交点に至り、同所から同287林班の南側境界線を西進後北進し同町所在字塘路原野119番1との境界線との交点に至り、同所から同119番1と同119番2の境界線を西進し同町所在阿歴内原野北七線160番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同160番2との境界線との交点に至り、同所から同160番1と同160番1との境界線を西進し同113番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同町所在字塘路原野北8線176番1との境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進後北進し同175番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進後西進し同113番地との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し塘路湖湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を西進しアレキナイ川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み北海道旅客鉄道株式会社鋼網本線の西側との交点に至り、同所から同本線の西側を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

③ 平成30年11月1日～平成50年10月31日

(H30. 10. 25 環境省告示第87号[特保 環境省告示第88号])

《3》① ウトナイ湖鳥獣保護区 510ha[特保510ha] [集団渡来地]

② 北海道苫小牧市字植苗150-3番地の北端を起点とし、同所から同地番と河川敷の境界線を南東に進み、字植苗37番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点を西に延伸する線と字植苗150-3番地との交点に至り、同所から字植苗37番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点を見通した線を東進し、字植苗37番地の南側に位置する道路の南端と河川敷の交点に至り、同所から33番地の南側に位置する道路と国有地の境界線を南東に進み、国有地と字植苗5-5番地との交点に至り、同所から5-5番地の北側に位置する道路と字植苗5-5番地の境界線に沿って南東に進み、同番地の南端と国有地の交点に至り、同所から国有地と国有地の南側に位置する道路との境界線に沿って南西に進み、国有地と字植苗と字柏原との字界の交点に至り、同所から字植苗と字柏原の字界を南西に進み、同字界と河川敷の交点に至り、同所から国有地と字沼ノ端250-2番地の交点を見通し、その見通し線を西北に進み、国有地と字沼ノ端250-2番地の交点に至り、同所から字沼ノ端250-2番地の西端と河川敷の交点を見通し、その見通し線を西北に進み、字沼ノ端250-2番地と字沼ノ端と字植苗の字界の交点に至り、同所から沼ノ端と字植苗の字界を北進し、同字界と国道36号線の交点に至り、同所から国道36号線と河川敷の境界線を北進し、国道36号線と字植苗156-4番地の交点に至り、同所から字沼ノ端250-4番地と河川敷の境界線を東南に進み、字植苗156-4番地と河川敷と字植苗157番地の交点に至り、同所から字植苗157番地と河川敷の境界線を東南に進み、字植苗157番地と字植苗156-1番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗156-1番地と河川敷の境界線を北東に進み、字植苗156-2番地と河川敷の境界線を北東に進み、字植苗156-6番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗156-6番地と字植苗156-27番地、156-12番地の境界線を北東に進み、字植苗156-6番地と字植苗156-12番地と河川敷の交点に至り、同所から河川敷と字植苗156-12番地の境界線を北東に進み、字植苗156-12番地と字植苗155-3番地と河川敷の交点に至り、同所から字植苗156-12番地と字植苗155-3番地の境界線を北西に進み、字植苗156-12番地と字植苗155-3番地と字植苗154-50番地との交点に至り、同所から字植苗155-3番地と字植苗154-50番地・45・44・43・42・55・41・3番地の境界線を北東に進み、字植苗155-3番地と字植苗154-3番地と字植苗153-12番地と字植苗153-2番地の交点に至り、同所から字植苗153-2番地と字植苗153-12・8・3・5の境界線を北東に進み、字植苗153-2番地と字植苗153-5番地の東端との交点に至り、同所から字植苗150-15番地と字植苗150-2番地と字植苗774番地の交点を見通し、その見通し線を北東に進み、字植苗150-15番地と字植苗150-2番地と字植苗774番地の交点に至り、同所から字植苗150-2番地と字植苗150-15・16・17・18・59・19・39・40・60・41・61・42・43・44・7・57・6・55との境界線を北東に進み、字植苗150-2番地と字植苗143-6番地と字植苗143-6番地と字植苗144-2番地の交点に至り、同所から字植苗143-6番地と字植苗143-5番地と字植苗143-3番地の交点に至り、同所から字植苗143-3番地と字植苗143-5・10番地との境界線を北東に進み、字植苗143-3・10番地と字植苗142-4番地の交点に至り、同所から字植苗142-3番地と字植苗142-4番地及び字植苗140-30・31番地の境界線を北東に進み、字植苗142-3番地と字植苗140-31番地と字植苗141-3番地の交点に至り、同所から字植苗141-3番地と字植苗140-31・32・33・34との境界線を北東に進み、字植苗141-3番地と字植苗140-34番地と字植苗140-3番地の交点に至り、同所から字植苗140-3番地と字植苗140-34・35・36・66・93・95の境界線を北東に進み、字植苗140-3番地と字植苗140-95番地の東端との交点に至り、同所から字植苗140-3番地と字植苗139-61・59番地との交点を見通し、その見通し線を北東に進み、字植苗140-3番地と字植苗139-61・59番地との交点に至り、字植苗140-3番地と字植苗139-59・60・56・5・108の境界線を東南に進み、字植苗140-3番地と字植苗139-108番地と字植苗150-3番地との交点に至り、同所から字植苗139-108番地と字植苗150-3番地の境界線を北進し、字植苗150-3番地の北端に至る線により囲まれる区域

[特保]ウトナイ湖鳥獣保護区全域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日

(H23. 9. 30 環境省告示第67号[特保 環境省告示第68号])

《4》① 天売島鳥獣保護区 551ha[特保117ha] [集団繁殖地]

② 北海道苫前郡羽幌町所在の天売島の区域（暑寒別天売尻国定公園の普通地域内所在の地先岩礁を含む。） [特保]天売島鳥獣保護区のうち、大字天売字千鳥ヶ浦9-1、9-2及び9-3の区域、千鳥ヶ浦10のうち豊畑-17と豊畑-18-1との境界線を見透かした線より南側の区域並びに豊畑-80及び豊畑-81の区域（ゴメ岬から赤岩に至る地先岩礁を含む。）

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日

(H23. 9. 30 環境省告示第65号[特保 環境省告示第66号])

《5》① ユルリ・モユルリ鳥獣保護区 199ha[特保31ha] [集団繁殖地]

② 北海道根室市昆布盛所在のユルリ島、モユルリ島及び両島の平均海面時の海岸線から沖合い1km以内にある岩礁 [特保]北海道根室市昆布盛所在のモユルリ島

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日

(H23. 9. 30 環境省告示第70号[特保 環境省告示第71号])

《6》① 知床鳥獣保護区 44, 011ha[特保23, 736ha(特別保護指定区域1, 169ha)]

[希少鳥獣生息地]

② 北海道斜里郡斜里町所在国有林網走南部森林管理署1310林班ろ及びいからハマでの各小班、1311林班、1313林班ろ、イ及びロの各小班、1314林班ろ、イ及びハの各小班、1317から1381までの各林班の区域（1377林班に隣接する斜里郡斜里町ウトロ東428の1、429及びウトロ西179、201の各番地を含む）、目梨郡羅臼町所在国有林根釧東部森林管理署210林班は及びい1の各小班、214林班い1及びいの各小班、217林班い1小班、221林班い1小班、222林班い1小班、224林班い1小班、225林班い1、イ1及びロの各小班並びに229から275までの各林班の区域並びに幌別川以北の斜里郡斜里町の区域（国有林の区域を除く。）並びに目梨郡羅臼町所在町有林1から16林班の各小班、目梨郡羅臼町北浜6の6、6の7、8の各番地、目梨郡羅臼町湯の沢町9番地及び同9番地の北東端から目梨郡羅臼町所在国有林232林班の南西端の見通線から知床峠側の目梨郡羅臼町の区域（国有林の区域を除く。） [特保]国指定知床鳥獣保護区のうち北海道斜里郡斜里町所在国有林網走南部森林管理署1310林班ハ小班、1311林班い1小班、1313林班い1小班、1325林班ロ小班、1327林班い1小班、1328林班い1小班、1330林班い1小班、1331林班い1小班、1332林班い1及びハの各小班、1333林班い1小班、1334林班い1小班、1335林班、1336林班イ及びロの各小班、1337林班、1338林班い1小班、1340林班い1小班、1341林班イ及びロの各小班、1342林班イ及びロの各小班、1343林班ロ小班、1344林班ロ小班、1345から1375林班までの各林班、1378林班い1小班並びに1379林班い1小班、1380から1381の各林班の区域、目梨郡羅臼町所在国有林根釧東部森林管理署210林班は及びい1の各小班、214林班い1及びいの各小班、217林班い1小班、221林班い1小班、222林班い1小班、225林班イ及びロの各小班、231林班ロ小班、233林班い1小班、234林班い1小班、235林班い1小班、237林班い1小班、240林班い1小班、242林班い1小班、243林班い1小班、245林班い1小班、246林班い1小班、247林班い1小班、248林班い1小班、249林班い1小班、250林班イ及びロの各小班、251林班い1小班、252林班い1小班、253林班い1小班、254林班い1小班、259林班い1小班、260林班い1小班、261林班い1小班、262林班い1小班、263林班い1小班、265林班い1小班、266林班い1小班、267林班イ及びロの各小班、269林班い1小班、270林班い1からハマでの各小班、271林班い1小班、272から275までの各林班の区域並びに斜里郡斜里町大字遠音別村岩尾別102から107までの各番地、109の1番地、110の1番地、125から130までの各番地、142番地、144番地、163番地、354番地、355番地、356の1から3までの各番地、549の1から3までの各番地、550番地、551番地、553番地の区域及びこれらの区域に隣接した財務省及び環境省所管の国有地並びに同区域内の道路敷（通称「知床五湖」）の区域、知床岬灯台、灯台管理用通路敷及びエタシベ岩の国土交通省所管の国有地、ポンプタ川からタキノ川間の道有地、知床半島の斜里郡斜里町側に位置する岩礁のうち、鮪岩、カバルワタラ、イタシベワタラの区域（特別保護指定区域）国指定知床鳥獣保護区特別保護地区のうち北海道斜里郡斜里町（ポンプタ川からタキノ川の間）所在の道有地（但し、知床保安林管理車道を除く。）

③ 令和11年11月1日～令和23年10月31日

(R3. 11. 1 環境省告示第78号[特保 環境省告示第79号、特別保護指定区域 環境省告示第80号])

《7》① 浜頓別クッチャロ湖鳥獣保護区 2, 738ha[特保1, 607ha] [集団渡来地]

① 北海道枝幸郡浜頓別町所在旧国鉄山軽駅跡北西の北オホーツクサイクリングロードと町道山軽旧国道第2工区線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し猿払村と浜頓別町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国道238号線との交点に至り、同所から同国道を南東に進み町道山軽旧国道第1工区線との交点に至り、同所から同町道を西進し北オホーツク道立公園（昭和43年5月北海道告示962号）境界線との交点に至り、同所から同境界線を字クッチャロ湖畔の地番界との交点に至り、同所から同地番界を町道クッチャロ湖畔5号線との交点に至り、同所から同町道を南に進み町道クッチャロ湖畔1号線との交点に至り、同所から地番界を南に進み地番界見通線と北オホーツク道立自然公園境界線との交点に至り、同所から同境界線を国有林野境界に沿って進み起点に至る線に囲まれた区域 [特保]浜頓別クッチャロ湖鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署1098林班「い」から「ま」まで、及び「く、ま、け、こ、て及びト」の各小班並びに浜頓別町所管のクッチャロ湖の区域

③ 令和5年3月31日～令和25年3月30日

(R5. 3. 30 環境省告示第12号[特保 環境省告示第13号])

《8》① サロベツ鳥獣保護区 3, 739ha[特保3, 739ha] [集団渡来地]

② 北海道道44号稚咲内豊富停車場線と利尻礼文サロベツ国立公園（平成15年8月20日付け環境省告示第80号）の第1種特別地域と第3種特別地域との境界線の交点を起点とし、同所から、同国立公園第2種特別地域境界に沿って北進し10375番地と10376番地の境界の交点に至り、同所から10376番地との境界線に沿って北進し、10